

公募型プロポーザル方式にかかる手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

令和 7 年 4 月 7 日

世田谷区

1 業務概要

(1) 件 名

(仮称) 世田谷区立経堂複合施設にかかる基本構想作成支援業務委託

(2) 業務概要

本業務は、あんしんすこやかセンターを含む世田谷区立経堂複合施設（経堂まちづくりセンター、経堂出張所及び経堂地区会館を複合）を整備するために必要な基本構想作成支援業務を委託するものである。

(3) 業務内容

- ①現況調査及び整理、分析（擁壁、計画敷地周辺状況等）
- ②建築と条件の整理・検証
- ③建築・構造計画案の比較・検討
- ④区が実施する検討会議体用（打ち合わせを含む）・説明会用・近隣説明用の関連資料の作成・修正及び説明
- ⑤基本構想案の取りまとめ、概略設計図書等の作成

(4) 履行期間（期限）

契約締結日から令和 8 年 3 月 2 7 日（金）まで

2 参加資格

次に掲げるすべての要件を満たしていること。

(1) 世田谷区競争入札参加資格名簿に登録されており、営業種目「建築設計」の格付け 1 位から 1 5 0 位以内（「東京電子自治体共同運営電子調達サービス」における共同格付けの順位）である事業者。

(2) 公共施設の新築・改築に関わる基本構想・基本計画・設計業務のいずれかの完了実績があること。

※公共施設については、地方自治法第244条に規定されている、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するために地方公共団体が設ける施設である。

(3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に該当しない者であること、及び同条第2項による措置を現に受けていないこと。

※本提案の応募者が業務の一部を外部法人へ分担する場合は、当該外部法人の代表者が該当していないこと。

(4) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

(5) 法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

(6) 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定に基づき更正手続開始の申し立てをしたとき、民事再生法平成11年法律第225号）第21条第1項の規定に基づき再生手続開始の申し立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等をいう。）にないこと。

(7) （仮称）世田谷区立経堂複合施設にかかる基本構想作成支援業務委託事業者選定委員会委員が主宰、役員、顧問および所属をしている団体でないこと。

3 提案書の提出者を選定するための基準

上記「2 参加資格」を有する事業者であって、受付期限までに参加表明書をはじめとした1次提案提出書類一式を提出した者。

4 提案書を特定するための評価基準

(1) 1次審査（書類審査）

①業務履行体制

②業務実績

(2) 2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング審査）

①提案額

②業務実施方針

③提案書（提案内容）の的確性や具体性

5 手続き等

(1) 担当部課

世田谷総合支所地域振興課生涯学習・施設（担当：中原・矢野・古川）

所在地：〒154－8504 世田谷区世田谷 4－22－33 世田谷区役所西棟2階

電話：03－5432－2840

(2) 説明書の交付期間、交付方法

①交付期間

令和7年4月7日（月）～令和7年4月21日（月）

②交付方法

区ホームページからダウンロード（ページ番号：24079）

世田谷区 プロポ 現在実施中 で検索 または

区ホームページ 目次から探す 区政情報 > 契約・入札情報 発注情報 >

現在実施中のプロポーザル情報

(3) 1次審査

①質問

受付期間：令和7年4月7日（月）～令和7年4月11日（金）17時

方 法：受付フォーム（LoGo フォーム）より電子データで提出

URL： <https://logoform.jp/f/y5P5y>

回 答：令和7年4月16日（水）までに区ホームページに随時掲載



②1次審査書類提出

期 限：令和7年4月21日（月）17時（必着）

方 法：受付フォーム（LoGo フォーム）より電子データで提出

URL： <https://logoform.jp/f/DwEaj>

※本人確認のため、新規アカウント登録をしてください。

※アカウント種別は「法人」を選び、必須項目のみご入力ください。



③結果通知

日 時：令和 7 年 4 月 2 8 日（月）

方 法：メールにより通知（LoGo フォームに登録されたメールアドレスに送信します。）

（４）２次審査

①質問

受付期間：令和 7 年 4 月 2 8 日（月）～令和 7 年 5 月 1 2 日（月） 1 7 時

方 法：受付フォーム（LoGo フォーム）より電子データで提出

※受付フォームの URL は、1 次審査通過者へ招請通知をもって周知いたします。

回 答：令和 7 年 5 月 1 6 日（金）までに 1 次審査通過者へ電子メールで回答

②２次審査書類提出

受付期間：令和 7 年 5 月 1 9 日（月）～令和 7 年 5 月 2 6 日（月） 1 7 時（必着）

方 法：受付フォーム（LoGo フォーム）より電子データで提出

※受付フォームの URL は、1 次審査通過者へ招請通知をもって周知いたします。

③プレゼンテーション及びヒアリングの実施

日 時：令和 7 年 6 月中旬

場 所：世田谷区内 集会施設（予定）

※日時・会場等は、1 次審査通過者へ招請通知をもって周知いたします。

④結果通知

日 時：令和 7 年 6 月中旬

方 法：メール及び区ホームページに掲載

6 その他

（１）手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

（２）契約等について

①契約保証金：免除

②契約書作成の要否：要

③審査の結果、第 1 順位の提案者を委託先の第 1 候補者として委託内容の詳細及び仕様について協議を行い、区及び候補者双方の合意に基づき契約を締結する。

ただし、第 1 候補者と合意に至らなかった場合には、第 2 候補者と協議を行い、区及び第 2 候補者双方の合意に基づき契約を締結する。

④本プロポーザルは、契約候補者の選定を目的とし、区は選定された提案書の内容に拘束されないものとする。

⑤当該事業に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無：有

令和 8 年度以降：基本設計、解体設計、実施設計、工事監理業務

(3) 区は、本件に参加する意思を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称、提案書を特定した理由（審査結果等）を、公表することができるものとする。

(4) 本プロポーザルに要する全ての費用は、提出者の負担とする。

(5) 詳細は、プロポーザル説明書による。